



学校以外の場で学ぶ子どもたちの
社会的自立を目指すための指導資料

令和3（2021）年3月
栃木県教育委員会

はじめに

平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）が公布されるとともに、平成29年3月には、基本指針が示されました。各学校においては、基本指針を踏まえ、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりに努めるとともに、不登校児童生徒への支援に取り組まれていることと思います。

また、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け）では、不登校児童生徒に対する支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があることが明記されました。また、当該児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において指導・助言等を受けている場合や自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに係る参考となる資料等が示されました。

県教育委員会では、教育機会確保法で求められている教育施設の整備等や民間団体との連携を円滑に進めるため、今年度は、県内の適応指導教室や民間の施設を訪問し意見交換を行ったり、各市町における適応指導教室及び民間団体等との連携に関する調査を実施したりして、学習支援を行う関係機関の現状把握に努めて参りました。今後、自宅で多くの時間を過ごしている児童生徒についても、社会的自立に向かえるよう家庭学習等の支援を行うことが重要であることから、各学校においては、自宅におけるICT等を活用した支援や家庭訪問等による支援の充実を図っていくことが、引き続き必要になってきます。

そこで、各学校において先生方が不登校児童生徒に対する支援の充実を図るとともに、学校以外の場における多様な学習活動等の支援を行う際の参考にしていただけるよう本資料を作成することとしました。

本資料を活用することで、市町教育委員会、学校、適応指導教室、民間団体等における相互の連携が一層図られ、不登校児童生徒に対する支援が更に充実することを願っています。

令和3（2021）年3月

栃木県教育委員会事務局義務教育課長

柳田 伸二

目次

はじめに

目次・資料の内容と活用について	1
第1章 不登校の現状と不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え	3
第2章 適応指導教室における不登校児童生徒への支援に関するQ&A	11
第3章 フリースクール等の民間施設における不登校児童生徒への支援に関するQ&A	17
第4章 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った不登校児童生徒への支援に関するQ&A	23
第5章 不登校の未然防止に向けて	29
別紙	32
参考資料	37

資料の内容と活用について

- 不登校児童生徒に対する支援の根拠となる法令等を記載し、各学校における支援体制の整備・推進に向けた取組や学校以外の場における教育機会の確保に向けた関係機関との連携の在り方などについて、手順や配慮事項、留意点等をまとめました。
- 不登校児童生徒への対応等に関する疑問や気になることがあった場合や、学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援の在り方を検討したり、関係機関等との連携を図るための手順を確認したりする場合、各学校において不登校児童生徒に対する指導要録上出席扱いの判断を行う場合などにおいて御活用ください。

第1章 不登校の現状と 不登校児童生徒への支援に 対する基本的な考え

I. 不登校の現状について

1 全国の現状

2 本県の現状

- (1) 不登校児童生徒数の推移
- (2) 90日以上欠席した不登校児童生徒の状況
- (3) 不登校の要因
- (4) 適応指導教室の状況
- (5) フリースクール等の民間施設の状況
- (6) 不登校特例校及び夜間中学の状況

II. 不登校児童生徒への支援について

- 1 不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知等
- 2 不登校児童生徒への支援に当たっての学校の取組
- 3 不登校児童生徒への支援に当たっての教育委員会の取組
- 4 不登校児童生徒への支援に当たって配慮すべきこと

I. 不登校の現状について

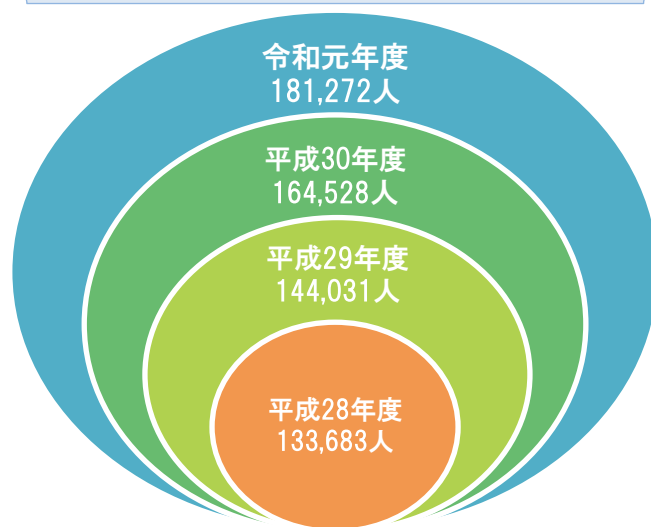
1 全国の現状

「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の国公立小・中学校※₁における不登校児童生徒数※₂は、年々増加しています。このような増加傾向は平成24年度から見られます。

また、不登校の要因や背景が多様化、複雑化しているため、各学校においては当該児童生徒が抱える様々な課題を適切に把握し、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

- ※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含みます。
- ※2 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景によって、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、年間で30日以上欠席した児童生徒数（ただし、欠席理由が「病気」や「経済的理由」による児童生徒を除く）

全国の国公立小・中学校における不登校児童生徒数の状況



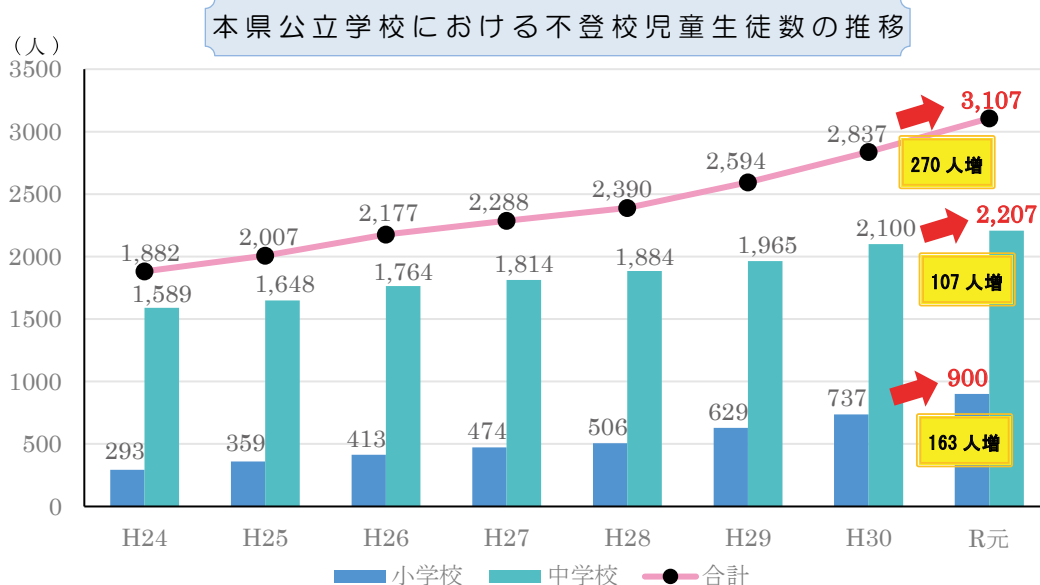
（令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を基に作成）

2 本県の現状

(1) 不登校児童生徒数の推移

「令和元（2019）年度栃木県問題行動等調査結果」によると、義務教育段階における本県公立学校の不登校児童生徒数は、小学校900人、中学校2,207人、合計3,107人であり、平成24年度から増加傾向にあります。

特に、平成28年度以降では、年々、小・中学校合わせた不登校児童生徒が、200人以上増加している状況にあります。

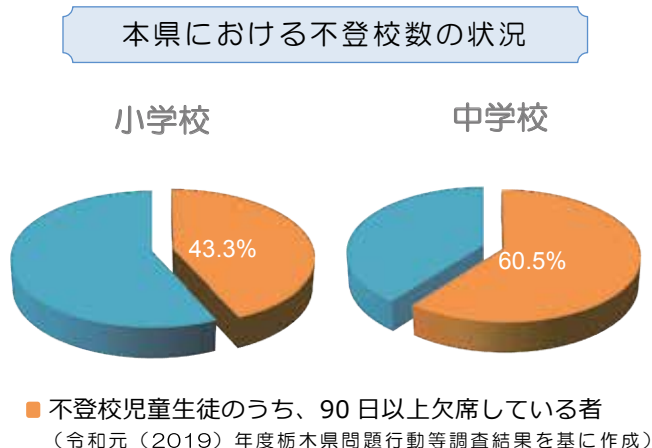


（令和元（2019）年度栃木県問題行動等調査結果を基に作成）

(2) 90日以上欠席した不登校児童生徒の状況

令和元年度における不登校児童生徒数（小学校 900 人、中学校 2,207 人）のうち、90日以上欠席している児童生徒数は、小学校で 390 人（小学校の不登校児童に占める割合は 43.3%）、中学校で 1,336 人（中学校の不登校生徒に占める割合は 60.5%）でした。

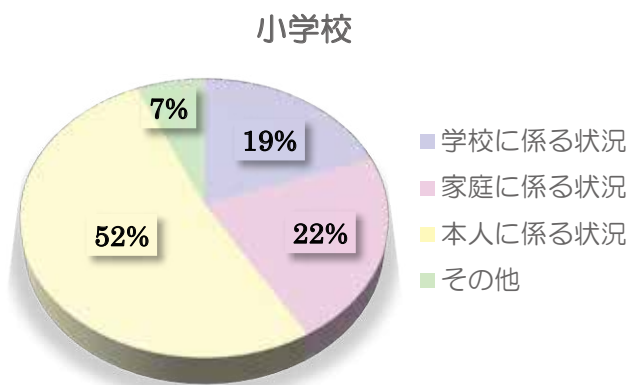
前年度より小学校で 39 人、中学校で 30 人増加しています。



(3) 不登校の要因

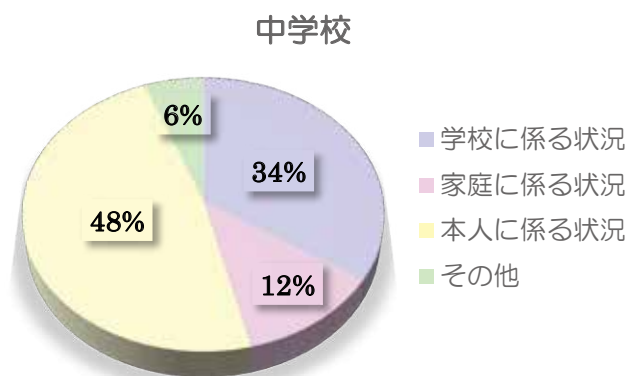
不登校の要因は、以下のように様々です。また、学校、家庭、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合も多いため、学校だけで対応するには困難な場合があると考えられます。

小・中学校における不登校の要因



小学校では、それぞれの状況における主な要因として以下のことが挙げられます。

- 学校に係る状況
 - いじめを除く友人関係をめぐる問題
- 家庭に係る状況
 - 親子の関わり方
- 本人に係る状況
 - 無気力、不安



中学校でも、それぞれの状況における主な要因として以下のことが挙げられます。

- 学校に係る状況
 - いじめを除く友人関係をめぐる問題
- 家庭に係る状況
 - 親子の関わり方
- 本人に係る状況
 - 無気力、不安

（令和元（2019）年度栃木県問題行動等調査結果を基に作成）

上記の要因の他には、小・中学校ともに、「学業の不振」や「生活リズムの乱れ、遊び、非行」などが挙げられます。

(4) 適応指導教室の状況

県内には、29 か所の適応指導教室※₃が設置されています。「令和 2 年度適応指導教室及び民間団体等との連携に関する実態調査」（以下、実態調査）によると、令和 2 年 9 月 1 日現在、小学校 54 人、中学校 204 人の不登校児童生徒が適応指導教室に通っています。

また、適応指導教室では、児童生徒の実態に応じた個別の学習カリキュラム（週ごとの時間割）を設定したり、訪問型支援（アウトリーチ型支援）を相談員等が行ったりするなど、当該児童生徒の社会的自立に向けてきめ細かな支援を行っています。

「社会的自立」とは？
児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送ることです。



※₃ 令和 3 年度には、県内の適応指導教室は 30 か所となります。

(5) フリースクール等の民間施設の状況

実態調査によると、県内には、市町教育委員会が把握しているフリースクール等の民間施設が 21 か所あります。また、令和 2 年 9 月 1 日現在、フリースクール等の民間施設に通っている不登校児童生徒数は、小学校で 17 人、中学校で 25 人であり、そのうちの約半数が、在籍する学校長の判断によって指導要録上出席扱いとなっています。

学校や市町教育委員会では、当該児童生徒が通っている民間施設に対して現地調査を実施したり、文書等での定期的な情報共有を行ったりするなど、実態の把握に努めています。

一方で、民間施設の存在が保護者等に認知されていなかったり、個々の児童生徒にとって適切な支援の場となっているかを判断する情報が乏しかったりするなど、民間施設によっては、連携が十分に図られていないという課題が見られます。

(6) 不登校特例校及び夜間中学の状況

「不登校特例校」とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、学校教育法施行規則第 56 条に基づき、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校です。令和 2 年度現在、全国で 16 校（公立学校 7 校、私立学校 9 校）が指定されていますが、県内に不登校特例校はありません。

「夜間中学」とは、自治体が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいます。令和 2 年度現在、県内には、夜間中学は設置されていませんが、全国で 10 都府県 28 市区に 34 校が設置されています。

Ⅱ．不登校児童生徒への支援について

1 不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知等

不登校児童生徒が年々増加している現状を受けて、国は、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）を公布するとともに、以下の通知を発出し、不登校児童生徒への支援の在り方について方向性を示しています。

平成28年12月22日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」

【ポイント】教育機会確保法の公布に当たり以下のことが示されました。

- ◎ 教育機会確保法の目的
- ◎ 教育機会確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めること
- ◎ 国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき施策

平成29年2月16日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について」

【ポイント】不登校児童生徒の定義が示されました。

- ◎ 不登校児童生徒とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために、就学が困難である状況として何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く）と認められるもの。

平成29年4月4日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について」

【ポイント】教育機会の確保等に関する基本的事項として、以下の点について示されました。

- ◎ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状
- ◎ 基本指針の位置付け
- ◎ 基本的な考え方

令和元年10月25日付け通知

「不登校児童生徒の支援の在り方について」

【ポイント】これまでの不登校施策に関する通知を整理し、以下の内容について、まとめられました。

- ◎ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
- ◎ 学校等の取組の充実
- ◎ 教育委員会の取組の充実

2 不登校児童生徒への支援に当たっての学校の取組

不登校児童生徒に対する学校の基本姿勢として、校長のリーダーシップの下、組織的な支援体制を整えた上で、各学校において以下のような取組を行うことが大切です。

◎ 不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援

例) ある問題から自己肯定感が低下して不登校となった場合

【初期段階（自己肯定感が著しく低下している段階）】



- ・ 児童生徒との信頼関係の構築に努め、心の休養を促す。
- ・ 不登校の要因を聴取し、その要因の解消に努める。

【中間期段階（自己肯定感が回復し、児童生徒や保護者と信頼関係が構築された段階）】



- ・ 学校復帰を含む社会的自立に向けた支援方策について話し合う。

【回復期段階（本人が登校する意思を示した段階）】

- ・ 学校復帰に向けた登校刺激を与える。

- ◎ 不登校になった要因や背景を的確に把握し、当該児童生徒の個々の状況に応じた支援策の策定（児童生徒理解・支援シートの作成）
- ◎ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家との連携協力
- ◎ プライバシーに配慮した定期的な家庭訪問
- ◎ 適応指導教室や民間団体等、学校以外の施設において指導を受けている当該児童生徒の学習状況等の把握
- ◎ 当該児童生徒が学校へ登校した場合の温かい雰囲気迎え入れられる配慮

3 不登校児童生徒への支援に当たっての教育委員会の取組

教育委員会においては、各学校が家庭や関係機関等と連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を効果的に推進していくことができるよう、以下のような取組を通して支援体制を確立することが大切です。

- ◎ 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備
- ◎ 適応指導教室を中核とした支援体制整備の充実と活用
- ◎ アウトリーチ型支援（訪問型支援）や相談対応等による保護者に寄り添った支援の推進
- ◎ フリースクール等の民間団体との連携・協力に向けた情報収集や情報提供

4 不登校児童生徒への支援に当たって配慮すべきこと

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方を以下のように捉えます。

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒については、個々の状況に応じた支援を行うことが必要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。

県教育委員会では、市町教育委員会と連携し、学校と緊密な情報共有を図りながら多様な教育機会を確保するために、学校以外の場における不登校児童生徒への学習活動等に対する支援を推進していきます。

また、不登校は取り巻く環境など、様々な要件によってどの児童生徒にも起こりうることから不登校児童生徒への支援については、以下のような配慮が必要です。

- ◎ 校長のリーダーシップの下、学校全体で支援が行える環境を整備し、児童生徒が不登校の状況となっても安心して学びが継続できるよう配慮する。
- ◎ 不登校は、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっていることから、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮する。
- ◎ 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるよう配慮する。
- ◎ 当該児童生徒への支援は、本人の意思を十分に尊重しつつ行い、本人及び保護者を追い詰めることのないよう配慮する。
- ◎ 不登校児童生徒の状況によっては、休養が必要な場合があることにも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性を踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう配慮する。

第2章 適応指導教室における 不登校児童生徒への支援に 関するQ&A

- Q1： 適応指導教室とは、どのような施設ですか。また、県内には、いくつの適応指導教室がありますか。
- Q2： 適応指導教室では、どのような活動を行いますか。
- Q3： 不登校児童生徒が適応指導教室に通うには、どのように手続を行えばよいですか。
- Q4： 適応指導教室に通った場合、出欠の扱いはどのようになりますか。
- Q5： 適応指導教室に通った場合、学習評価はどのように行いますか。

適応指導教室における不登校児童生徒への支援に関するQ & A

Q 1

適応指導教室とは、どのような施設ですか。
また、県内には、いくつの適応指導教室がありますか。

A 適応指導教室とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、社会的自立への支援を行う施設です。

栃木県内には、現在29カ所あります。（p.32 別紙1参照）

教育委員会及び首長部局※1が、学校以外の場所において、社会的自立を支援するため、当該児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものです。別称、「教育支援センター」とも呼ばれています。

※1 首長部局とは、地方公共団体の組織のうち、首長の指揮監督を直接受け、人事権が一般職員にまで及び部局をいいます。



令和3年4月には、茂木町に適応指導教室「茂木町児童生徒サポートセンター（もてぎスマイルガーデン）」が開設されます。

Q2

適応指導教室では、どのような活動を行いますか。

- A** 学習活動を行うとともに、社会的自立に向けた各種活動を行います。
 なお、活動内容については、個々の状況に応じて、当該児童生徒や保護者と合意の上で、どのような活動を行うのかを決めます。

以下、一日の学習や活動の例を紹介します。

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
(A教室)			朝会	個別活動	昼食・昼休み (弁当など)	清掃	集団活動	終会
(B教室)		朝会	個別活動①	個別活動②	昼食・昼休み (弁当など)	終会		

【個別活動】

- ・学習（各教科等）
- ・読書
- ・タブレット学習
- ・進路学習
- ・制作活動（工作・手芸等）
- ・農園作業
- ・緑化活動
- ・自己課題追究活動
- ・調理実習
- など

【集団活動】

- ・制作活動（工作・手芸等）
- ・スポーツ（卓球・バドミントン・ソフトバレーボール等）
- ・校外学習
- ・農園作業
- ・緑化活動
- ・自己課題追究活動
- ・調理実習
- など

朝の登校や集団での活動に課題のある児童生徒も、通所できますか。



通所できます。一日のスケジュールは、よく当該児童生徒と相談して、個々の状況に応じて決めていきます。終日、個別活動を進めることもできます。登校時間も相談の中で決めていきます。



通所が始まったあと、当該児童生徒が学校へ登校することはありますか。



社会的自立に向けた目標を達成するために、それぞれのペースで学習や活動を進めていきます。そのため、個々の状況に応じて、学校への登校を計画することもあります。

活動内容などスケジュールについては、各市町に設置されている適応指導教室によって違いがありますので、それぞれの適応指導教室にお問い合わせをください。

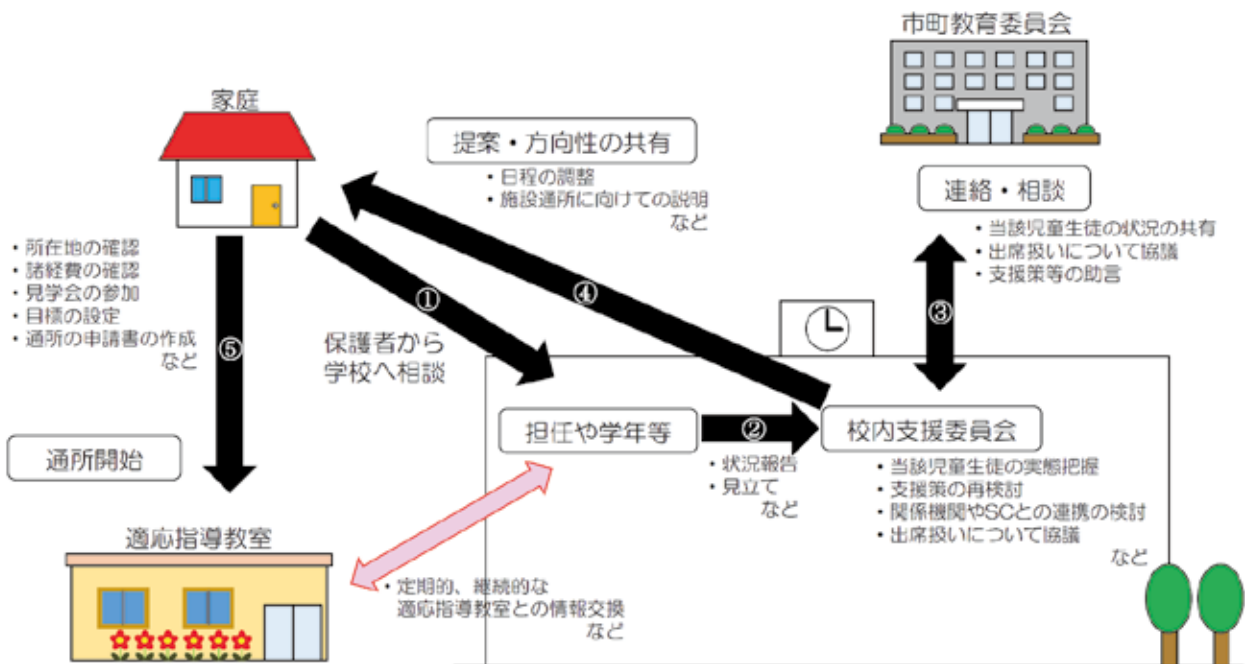


Q3

不登校児童生徒が適応指導教室に通うには、どのように手続を行えばよいですか。

A 当該児童生徒や保護者の意向を確認し、各市町教育委員会と相談して進めます。その際、見学や体験通所等を実施した上で、通所の手続きを行います。

○通所までの流れ（例）



見学や体験通所の方法等、各市町教育委員会により違いがありますので、学校から市町教育委員会へ連絡し、通所までの手続き等について確認をする必要があります。

当該児童生徒や保護者の希望があれば、すぐに連絡をしたほうがよいですか。



当該児童生徒や保護者の意向を一番尊重するべきですが、各学校における校内支援委員会で、よく協議し、学校で支援できること、適応指導教室をお願いすることをしっかり検討することが大切です。その結果を踏まえ、学校・市町教育委員会・適応指導教室が連携して当該児童生徒を支援できるようにします。

Q4

適応指導教室に通った場合、出欠の扱いはどのようになりますか。

A 一定の要件を満たす場合、指導要録上出席扱いとなります。

一定の要件とはどのようなものですか。



学校が適応指導教室と連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなど、次のような一定の要件を満たし、当該児童生徒が在籍する学校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとなります。

- ① 保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 適応指導教室に通所して相談・指導を受けていること。
- ③ 適応指導教室における相談・指導が、当該児童生徒の社会的自立を目指していること。
- ④ 当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

出欠の扱いについて、指導要録へはどのように記載すればいいのですか。



備考欄に、「出席扱い〇〇日（□□教室（〇〇町）通所）」のように出席扱いとした日数、及び当該児童生徒が通所した学校外の施設名と所在市町名（県外の施設の場合は都道府県名）を記入します。

指導要録への記入例（様式2 指導に関する記録）

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	190	0	190	5	185	出席扱い100日（□□教室（〇〇町）通所） 通院5日

《保護者との連携について》

不登校児童生徒への適切な支援を進めるためには、適応指導教室との連携に併せて、保護者との連携は欠かすことができません。また、保護者の思いに寄り添いながら、学校（担任等）と保護者とのよりよい関係づくりを進めることは、当該児童生徒のよりよい変容を促すための土台となります。

保護者との連携を図るために、学校から保護者に対して積極的に連絡をとっていくことが求められます。

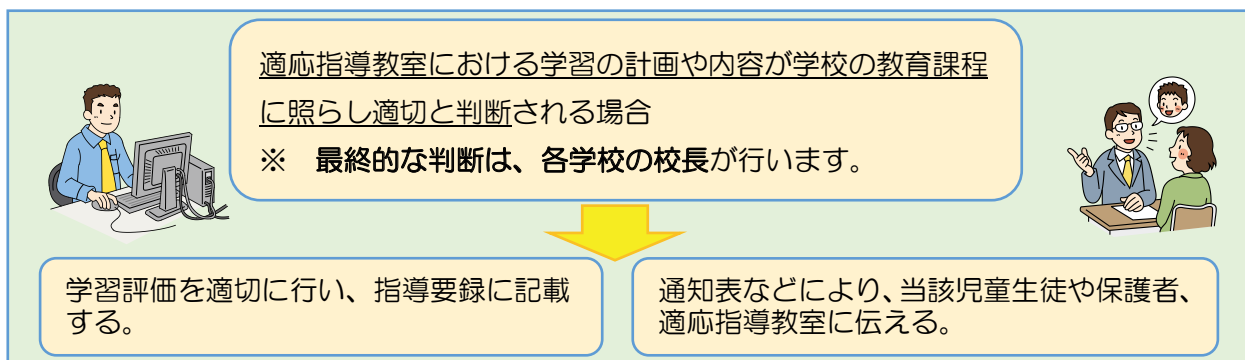


Q5

適応指導教室に通った場合、学習評価はどのように行いますか。

A 適応指導教室における学習の計画や内容が、不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程と照らし合わせ、適切に判断します。そのためには、学校が、適応指導教室と連携を図っていく必要があります。

学習評価の際、学校は指導要録に記入したり、評価の結果を通知表などにより、当該児童生徒や保護者、適応指導教室に積極的に伝えたりすることが求められます。



評価を行うために、学校と適応指導教室がどのような連携を図る必要がありますか。



例えば、次のような取組が考えられます。

- ・ 担任等、学校の教職員が定期的に当該児童生徒と面会する。
- ・ 文書や面談により、学校の教職員と適応指導教室の職員間で定期的に情報共有を行う。
- ・ 当該児童生徒の進路、学習評価、指導要録への記載の在り方等について、学校の教職員と適応指導教室の職員とで協議を行う。



「担任等、学校の教職員が定期的に当該児童生徒と面会する」とありますが、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。



例えば、次のような取組が考えられます。

- ・ 適応指導教室を訪問して学校の配布物を届けたり、放課後等を活用し、学校において学習指導を行ったりして、当該児童生徒とのふれあいを深める。
 - ・ 適応指導教室の相談員等と直接情報交換を行い、当該児童生徒の近況や変容を把握する。
- 学校は、通所している当該児童生徒とのかかわりを継続してもち続けていくことが当該児童生徒への支援において大変重要です。適応指導教室に任せきりにすることなく、支援方針や当該児童生徒の様子を共有していくことが求められます。



指導要録へは、どのように記載すればよいのですか。



当該児童生徒の成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評定の記入に努めます。(p.33 別紙2参照)



第3章

フリースクール等の 民間施設における不登校 児童生徒への支援に関する Q&A

- Q1： フリースクールとは、どのような施設ですか。
- Q2： 不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設へ通所を希望した場合、学校はどのように対応することが必要ですか。
- Q3： フリースクール等の民間施設に通った場合、出欠の扱いはどのようになりますか。
- Q4： フリースクール等の民間施設に通った場合、学習評価はどのように行いますか。
- Q5： フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の在籍はどのようになりますか。また、卒業認定については、誰が行いますか。

Q 1

フリースクールとは、どのような施設ですか。

A フリースクールとは、不登校の児童生徒を受け入れることを主な目的として、民間（法人・個人・NPO など）において自主的に設置・運営されている施設です。

通っている児童生徒は、どのようにして一日を過ごすのですか。



以下、一日の活動例・活動内容を紹介します。

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
(Aスクール)	ミーティング		学習タイム		昼食・昼休み (弁当など)	清掃	交流タイム	振り返り
(Bスクール)			ミーティング	学習タイム①		昼食・昼休み (弁当など)	清掃 交流タイム	学習タイム② 振り返り

【学習タイム】

- ・ 自分の計画で学習などをする時間です。
- ・ 一人一人の学習状況に合わせて、学習支援を行います。
- ・ タブレットを使った学習などもあります。

【交流タイム】

- ・ ゲームやおしゃべりなど、気の合う仲間と一緒に活動を楽しみます。
- ・ みんなで、スポーツをすることもあります。
- ・ お菓子作りなどをするすることもあります。

他には、どのような活動がありますか。



他にも例として次のような活動が考えられます。

- ① 各教科等における学習活動
- ② ソーシャルスキルトレーニング及び社会的自立を促す活動
 - ・ 対人関係を営むための活動（ロールプレイなど）
 - ・ 社会体験活動
 - ・ 自然体験活動
 - ・ 創作活動
- ③ 教育相談及びカウンセリング

フリースクールは、それぞれの施設によって、準備されているプログラムが異なります。一人一人に合ったプログラムが作られる場合もあります。HPなどでプログラムを確認できる施設もたくさんあります。



Q2

不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設へ通所を希望した場合、学校はどのように対応することが必要ですか。

A 学校は、当該児童生徒や保護者の意向をよく聞き、市町教育委員会と連携しながら進めていく必要があります。

市町教育委員会と連携しながら進める際には、どのようなことが大切ですか。



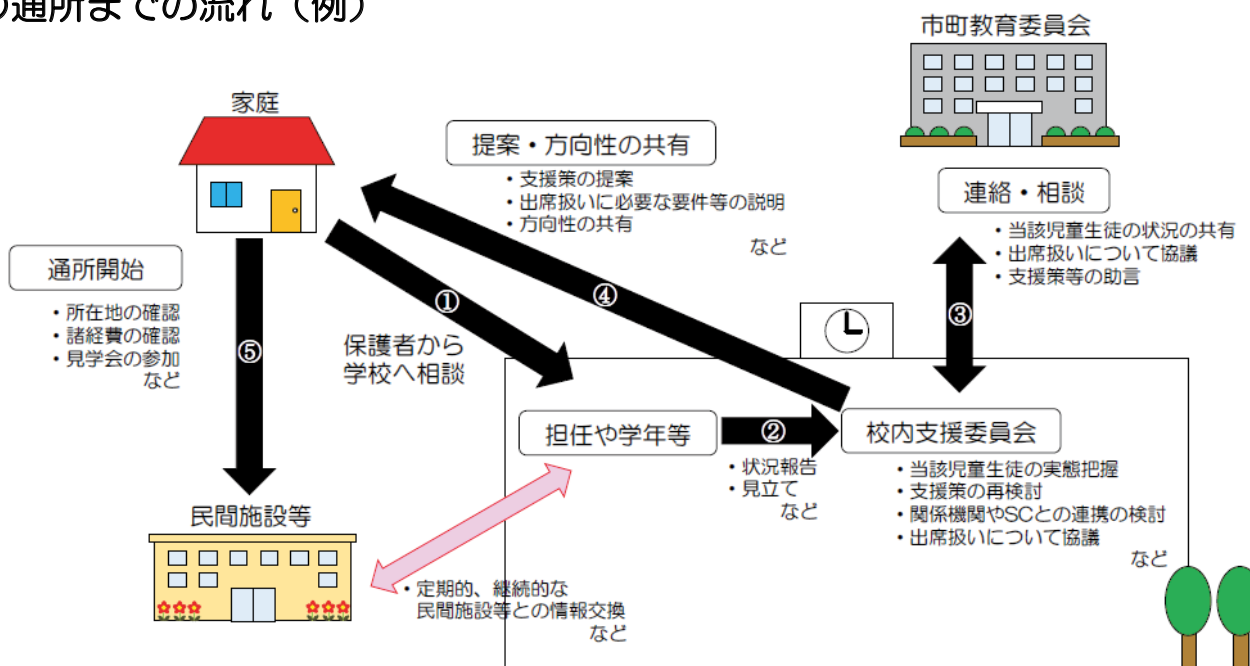
学校は不登校支援を行う施設等について、当該児童生徒や保護者と情報共有を図ることが必要となります。なぜフリースクール等に通いたいのか、どのような支援を望んでいるのかなど、学校は、本人に合った選択ができるよう当該児童生徒や保護者から丁寧に聞き取りを行います。その上で、学校は当該児童生徒と保護者の意向を踏まえながら市町教育委員会と連携を図っていくことが大切です。

通所が決まった場合、どのように連携を図ったらよいのですか。



一定の信頼関係が築けるように、教育委員会や学校とフリースクール等が連携を図る必要があります。フリースクール等との信頼関係の構築には、実際に対面し、意見交換を行うことが欠かせません。例えば、教育委員会の職員や学校の教職員がフリースクール等を訪れ、当該児童生徒の様子や実際の活動を見て、意見交換を行うなど、フリースクール等のスタッフと教育委員会等の職員が直接会って、情報共有を行うことは連携の第一歩であると考えられます。

○通所までの流れ（例）



Q3

フリースクール等の民間施設に通った場合、出欠の扱いはどのようにになりますか。

A 当該児童生徒が在籍する学校の校長が、一定の要件を満たすと判断した場合、指導要録上出席扱いとすることができます。

一定の要件とはどのようなものですか。



学校がフリースクール等と連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなど、次のような要件等を満たし、当該児童生徒が在籍する学校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとなります。(p.35 別紙3参照)

- ① 保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② フリースクール等における相談・指導が、個々の当該児童生徒にとって適切であること。
- ③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- ④ フリースクール等における学習の計画や内容が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断できること。

出席扱いにする意義は何ですか。



出席扱いにすることにより、当該児童生徒の学習等に対する意欲やその成果を認めることとなります。また、適切に評価することは、当該児童生徒の自己肯定感を高め、社会的自立を支援することにつながります。

フリースクール等により支援を受けている児童生徒は、市町教育委員会・学校が責任をもって育むべき児童生徒であり、校長は、フリースクール等により支援を受けている児童生徒の学習状況等を把握し、指導要録上当該学習の評価を行ったり、出席扱いとしたりすることができます。

なお、指導要録上出席扱いとした場合には、以下のように指導要録へ記入します。

指導要録への記入例（様式2 指導に関する記録）

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	190	0	190	5	185	出席扱い185日（〇〇スクール（〇〇市）通所） 通院5日

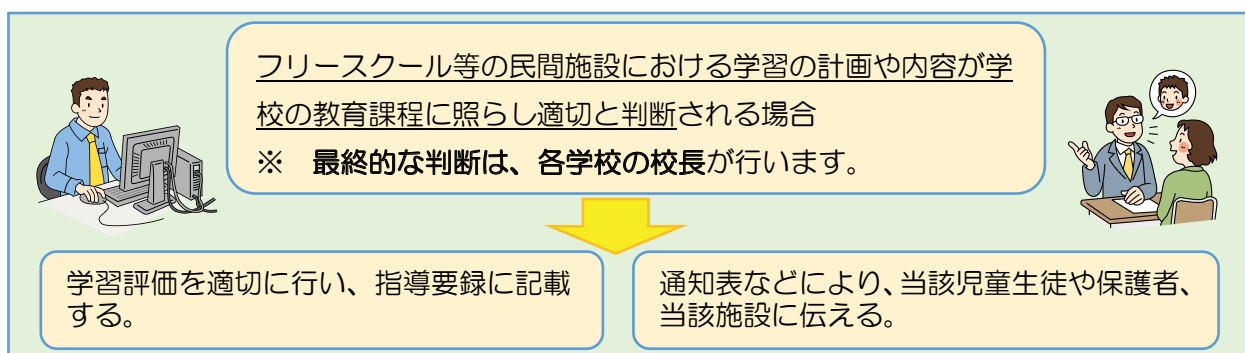
Q4

フリースクール等の民間施設に通った場合、学習評価はどのように行いますか。

A フリースクール等の民間施設における学習の計画や内容を、不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程と照らし合わせ、適切に判断します。そのためには、学校が、フリースクール等と連携を図っていく必要があります。

不登校児童生徒が、フリースクール等の民間施設など、学校以外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒の在籍する学校が学習状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要なことです。

学習評価を行う際、学校は次のようなことが求められます。



学習評価を行うことは、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で、意義が大きいと考えられます。

学習評価を行うために、学校と当該施設はどのような連携を図る必要がありますか。



例えば、次のような取組によって連携を図ることが考えられます。

- ・ 文書や面談により、学校の教職員と当該施設の職員間で定期的に情報共有を行う。
- ・ 必要に応じ、電話やメール等で支援の方向性を学校の職員と当該施設の職員で共有する。
- ・ 担任等、学校の教職員が定期的に当該児童生徒と面会する。
- ・ 当該児童生徒の進路、学習評価、指導要録への記載に在り方等について、学校の教職員と当該施設の職員とで協議を行う。

連携を図っていても、全ての教科や観点について学習評価をするのが難しい場合は、どのようにすればよいですか。



当該児童生徒の成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学校としての判断に基づいて、観点別学習状況及び評定の記入に努めます。(p.33 別紙2参照)

また、自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載が望まれます。

なお、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

Q5

フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の在籍はどのようになりますか。
また、卒業認定については、誰が行いますか。

A 在籍は、小・中学校及び義務教育学校のままです。
卒業認定は、各学校の校長が行います。

本資料 p.20 の Q3 に記載したように、学校がフリースクール等の民間施設と連絡を取り合いながら学習状況等を確認するなど、一定の要件のもとに当該児童生徒の在籍校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとして認められます。従って、卒業認定についても同様に、当該児童生徒が在籍する学校の校長が判断します。

そのため、フリースクール等の民間施設が卒業認定を行うことはありません。フリースクール等の民間施設は、学校教育法で定められた「学校」※1ではなく、あくまで民間の教育機関であるため、当該児童生徒は、学校に籍を置いたままフリースクール等の民間施設を利用することになります。



フリースクール等に通っている児童生徒の進路を考えるに当たっては、当該児童生徒や保護者の立場になって、個に寄り添った支援を進めるとともに、フリースクール等と積極的に連絡を取り合うことが大切です。

フリースクール等に「転校」するわけではなくて、籍は学校に置いたまま通うことができるのですね。高校進学などは大丈夫ですか。



フリースクール等では、当該児童生徒の社会的自立に向けた視点からの進路相談を随時行っています。また、フリースクール等の中には、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う例もあります。

《フリースクールにはどんな特徴がある？》

フリースクールについては、設置団体によって様々な特徴があります。

その例としては、

- ・ 学習指導に力を入れているフリースクール
- ・ 自然体験や社会体験、宿泊体験等に力を入れているフリースクール
- ・ 専門のカウンセラーによるカウンセリングに力を入れているフリースクール

などです。

当該児童生徒の特性を考慮し、フリースクールでどのような活動ができるのかを的確に判断できるよう、普段から連携を図っておく必要があります。

※1 学校教育法第一章の第一条において、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」ことを定めています。

第4章 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った不登校児童生徒への支援に関するQ&A

Q1： ICT等を活用した学習活動とは、どのようなものですか。

Q2： 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、誰が指導要録上出席扱いと判断するのですか。

Q3： 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上の出欠の扱いはどのようになりますか。

Q4： 自宅においてICT等を活用した学習活動における対面指導とは、どのようなことですか。

Q5： 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、学習評価はどのように行いますか。

Q1

ICT等を活用した学習活動とは、どのようなものですか。

A コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなどのICT機器や、郵送・FAXなどを利用して行う学習活動です。

具体的な例として、次のような学習が考えられます。

- ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）
- 民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- 適応指導教室（教育支援センター）作成のICT教材を活用した学習

ICT等を活用した学習活動を行うとき、どのようなことに注意したらよいですか。



具体的には、次のような注意点が考えられます。

- ① 不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する。
- ② ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行う。
その際、ICT等の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求める。
- ③ 対面指導を定期的、継続的に行う。
- ④ 個々の学習の理解に応じた計画的な学習プログラムとなるようにする。



「計画的な学習プログラム」とは、どのようなものですか。



「計画的な学習プログラム」とは、学年や個々の学習に対する理解の程度に応じて作成された学習計画です。なお、学習プログラムを作成する際は、在籍校の年間指導計画に準拠した形で、月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望まれます。

民間業者が提供する教材を活用する場合などは、予め決められている学習プログラムを活用することも考えられます。

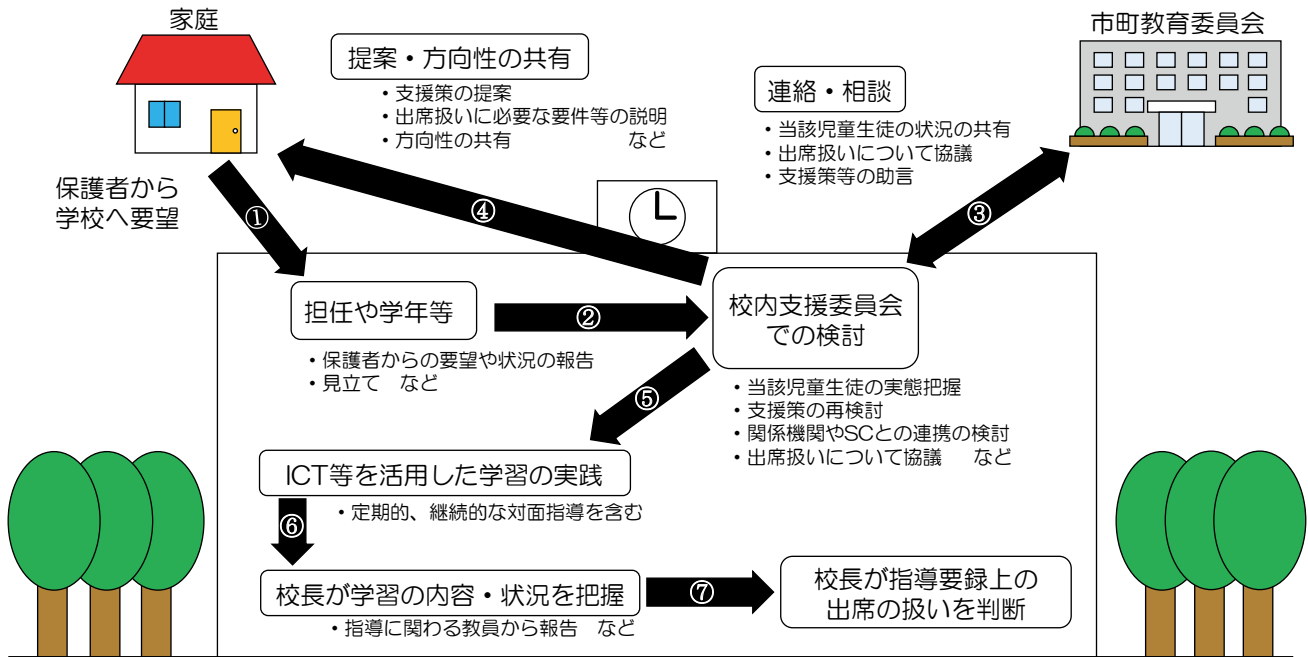


Q2

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、誰が指導要録上出席扱いと判断するのですか。

A 当該児童生徒が在籍する学校の校長が判断します。

○判断までの流れ（例）



指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例はありますか。



例えば、次のような事例があります。

- 家庭訪問による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童生徒の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
- 無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

もし、出席扱いを認めることが難しいと判断した場合は、再度校内支援委員会で支援策等を検討したり、保護者と協議をしたりすることが大切です。



Q 3

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上の出欠の扱いはどのようになりますか。

A 当該児童生徒が在籍する学校の校長が、一定の要件を満たすと判断した場合、指導要録上出席扱いとなります。

一定の要件とはどのようなものですか。



次のような要件等を満たし、当該児童生徒が在籍する学校の校長が認めた場合、指導要録上出席扱いとなります。(p.36 別紙4参照)

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。
- ③ 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。
- ④ 学習活動が、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑤ 校長が、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ⑥ 基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。



当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合とは、どのような場合ですか。



例えば、不登校児童生徒が、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとはいえないような場合が考えられます。

不登校であることによる学習の遅れなどが、中学校卒業後の進路選択の妨げになっていることもありますので、ICT等を効果的に活用することで、当該児童生徒の状況に応じた適切な支援を行っていくことが望まれます。



指導要録への記入例（様式2 指導に関する記録）

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1	190	0	190	5	185	出席扱い50日（自宅におけるICT等を活用した学習） 通院5日

Q4

自宅においてICT等を活用した学習活動における対面指導とは、どのようなことですか。

A 当該児童生徒に対する学習支援や将来の社会的自立に向けた支援等を、直接会って対面で行うことです。

学習支援とは（例）

- 直接的な学習指導
- 学習状況の聞き取り
- 学習の取組へのアドバイス など



将来の社会的自立に向けた支援とは（例）

- 進路指導
- 信頼関係づくりのための面談
- 協働作業 など



対面指導は、毎日行わなければならないのですか。



対面指導は定期的かつ継続的に行われる必要があります。
学習支援や将来の社会的自立に向けた支援の目的が達成できるよう、当該児童生徒の個々の状況に応じて頻度や時間を設定します。

訪問等の対面指導は、教員が行わなければならないのですか。



教員だけとは限りません。自治体によって方針が異なりますが、例えば、在籍校の教員や適応指導教室の職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けた教育相談員などの専門家やボランティアスタッフなども想定されます。

対面指導は、オンライン上で行ってもよいのですか。



対面指導は、社会的自立に向けて直接の対面で指導が行われることが望ましいでしょう。しかし、信頼関係を構築する段階だったり、心身の状況が不調であったりする場合は、一時的にオンライン上で実施することも考えられます。

Q5

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、学習評価はどのように行いますか。

A 当該児童生徒の学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から学習評価を行うことが大切です。ただし、当該児童生徒の状況によっては、学習状況を文章で記述するなどの適切な記載が考えられます。

全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を指導要録に記載できない場合は、どうすればよいですか。



不登校児童生徒については、その成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学級担任の個人的判断ではなく、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評定の記入に努めてください。



当該児童生徒や保護者にはどのように伝えたらよいですか。



指導要録への記載だけでなく、通知表やその他の方法により、当該児童生徒や保護者等に学習状況や学習活動の成果を伝え、次年度の指導にも生かされることが望ましいです。



民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用している場合は、どのように評価すればよいですか。



当該教材の学習計画や内容が、当該児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合には、学校は学習評価を行います。
例えば、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことが考えられます。



第5章 不登校の未然防止に向けて

- I. 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - 1 不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくり
 - 2 いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- II. 児童生徒に対する個々の状況に応じた支援
 - 1 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施
 - 2 不登校の初期対応

I. 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

1 不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組を行う前に、各学校においては、全ての児童生徒が学校に来ていることを楽しいと感じ、児童生徒にとって学校が安心感、充実感を得られる活動の場となるように魅力あるよりよい学校づくりを推進することが重要です。

「教育機会確保法 第三条（基本理念）第一項」より

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること

そのために、本県では、“集団の中で学ぶ”という学校教育の特質を生かして、一人一人を成長させるという視点に立ち、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら児童生徒が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくために指導・援助していく「学業指導」を推進しています。



2 いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

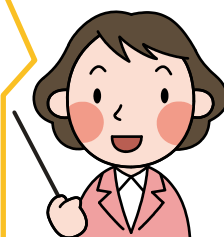
児童生徒にとって、学校が楽しく安心して通うことができる居場所であるためには、いじめ防止対策推進法に基づいていじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際には毅然とした対応を取ることが大切です。

また、児童生徒が、自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力を育成するために、不登校に関する生徒指導上の課題への対応など、課題解決的な指導だけでなく、不登校の未然防止を含む成長を促す指導や予防的な指導を推進していくことが重要です。

「いじめ防止対策推進法」とは？

平成25年6月に公布されました。社会給がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的理念や体制を定めた法律です。

いじめの定義、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等のための組織設置、重大事態への対処等について定めています。



Ⅱ. 児童生徒に対する個々の状況に応じた支援

1 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があります。児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学び意欲の向上を図りながら学校や児童生徒の状況に応じて、以下のような指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが大切です。

- ◎ 個別指導やグループ指導
- ◎ 学習内容の習熟の程度に応じた指導
- ◎ 児童生徒の興味・関心等に応じた問題（課題）解決的学習や補充的学習、発展的学習等の学習活動を取り入れた指導 など

2 不登校の初期対応

前年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒や、前年度までに累積で30日以上欠席した児童生徒については、前年度までの欠席日数を把握しておき、当該児童生徒が新しい学年で数日欠席が続いた場合には、不登校の予兆と捉える必要があります。

また、前年度までに欠席や遅刻、早退等が目立つ児童生徒に対しても日頃から注意を払ったり、教員間の情報共有を行ったりしておくことも大切です。

このように、前年度までの欠席状況を把握しておくことにより個々の状況に応じた支援が不登校になる前にできるよう、教員間で情報を共有しておくことが必要です。

《発達障害のある児童生徒への支援について》

発達障害のある児童生徒は、環境の変化への対応が苦手であるという特性があるため、小学校から中学校への生活環境の変化にうまく対応できず、不登校になってしまう場合が見られます。

そこで、個別の教育支援計画等を活用し、小学校で見られた課題やその支援について中学校に引き継ぎ、当該生徒に必要な支援を教員間で共有していくことが必要です。

また、小学校から個別の教育支援計画等の引き継ぎのなかった生徒も含めて、日頃の生徒の困っている様子から教育的ニーズを把握し、個別の支援を行うことが必要です。

発達障害のある児童生徒への支援を検討する際には、障害特性に応じた支援はもとより、発達の段階に応じた支援の在り方についても十分に考慮する必要があります。特に、中学校においては、生徒一人一人の自主性をより尊重しつつ本人の悩みや課題について真摯に受け止め、対応することが重要となります。



【栃木県内適応指導教室一覧】

R4.4.1現在

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
1	とらいあんぐる	320-0816	宇都宮市天神1-1-24	028-639-4391
2	まちかどの学校	320-0017	宇都宮市戸祭台46-1	028-689-8995
3	オアシス	329-0611	上三川町上三川5040	0285-56-9288
4	鹿沼市適応指導教室アメニティホーム	322-0305	鹿沼市口栗野1817	0289-85-1175
5	日光市不登校適応指導教室若杉学級	321-2411	日光市大桑町136	0288-21-7077
6	真岡市適応指導教室 (もおかライブラリー教室)	321-4325	真岡市田町1344	0285-83-9488
7	益子町学校生活適応指導教室 (つばさ教室)	321-4217	益子町益子3711-1	0285-72-3032
8	茂木町児童生徒サポートセンター (もてぎスマイルガーデン)	321-3704	茂木町大字牧野1861	0285-63-3337
9	市貝町適応指導教室 (アドバンス教室)	321-3424	市貝町上根1577	0285-68-2555
10	芳賀町教育支援センター	321-3321	芳賀町大字下高根沢2552 (芳賀町生涯学習センター内)	028-677-0077
11	ひばり教室	321-0236	壬生町上稲葉1056-8	0282-82-4114
12	あすなろ教室	329-0195	野木町丸林571	0280-57-4189
13	アルカディア	323-0031	小山市八幡町1-5-15	0285-24-5531
14	コスモス教室	329-4304	栃木市岩舟町静和2170-1	0282-55-5117
15	はばたき教室	328-0031	栃木市日ノ出町14-36	0282-25-2906
16	あじさい教室	329-4423	栃木市大平町西水代1787	0282-43-2370
17	わたらせ教室	323-0314	栃木市藤岡町藤岡810	0282-62-4498
18	すすかぜ教室	328-0103	栃木市都賀町原宿535 (都賀歴史民俗資料館内)	0282-28-0801
19	スマイル教室	329-0518	下野市花の木2-2-25	0285-52-2116
20	矢板市適応指導教室チャレンジハウス	329-1571	矢板市片岡1143-1	0287-48-2734
21	さくら市適応支援教室「つばさ」	329-1311	さくら市氏家1258-6	028-682-0005
22	那須烏山市・那珂川町適応指導教室 レインボーハウス	321-0617	那須烏山市上境240	0287-82-2738
23	那須烏山市・那珂川町適応指導教室 レインボーハウス 那珂川分教室	324-0613	那珂川町馬頭550-1	
24	フリースペース「ひよこの家」	329-1222	高根沢町大字寺渡戸261	028-676-0058
25	大田原市適応指導教室「すばる」	324-0047	大田原市美原1-17-14	0287-24-0890
26	那須町教育相談室	329-3215	那須町大字寺子乙3972-1	0287-72-6950
27	適応指導教室「ふれあい」	325-0058	那須塩原市綿町7-3	0287-63-8526
28	適応指導教室「あすなろ」	329-2705	那須塩原市南郷屋5-163	0287-36-6989
29	アクティヴ教室	327-0042	佐野市上羽田町1134-1	0283-20-3108
30	足利市学校・家庭教育相談室 (センター相談室)	326-0052	足利市相生町1-1	0284-42-7672

不登校児童生徒の指導要録の学習評価の記載について

栃木県教育委員会

1 文部科学省の通知における記載

令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」には、「評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。」と示されている。

2 本県としての考え方

国の通知の内容とこれまでの県の取組を踏まえ、不登校児童生徒の指導要録の学習評価の記載について以下のように整理する。

不登校児童生徒については、その成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学級担任の個人的判断ではなく、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評定等の記入に努める。

- 不登校児童生徒への支援に当たっては、その成長や良さを見取る中で、各個人の有する能力を伸ばし、社会的自立につなげることが重要である。また、指導要録の記載については、保護者への説明責任があるとともに、情報開示の対象にもなることから、学校は可能な限り当該児童生徒の学習状況等を把握し、評価の記載に努める必要がある。
よって、十分な支援を講じることなく、安易に空欄としたり、「長欠のため評定（記載）せず」としたりすることは好ましくない。
- 家庭訪問等の個別指導や、適応指導教室等関係諸機関との連携に加え、アウトリーチ型の支援など、不登校児童生徒への支援の手立ては充実してきている。また、近年ICTの活用も進んできており、当該児童生徒の学習支援や学習状況の把握について、個に応じた多様な方法等の工夫が考えられる。
- あらゆる手を尽くし学校が努力したにもかかわらず、評価するための資料が収集できない場合は、根拠を伴った上で、「各教科の学習の記録の観点別学習状況」の評価は、「努力を要すると判断されるもの」となる。場合によっては空欄とするという考え方もあり得るが、その際は、余白等に空欄とした理由等を記載することが望ましい。

【参考】「学校管理運営問答集第 18 集」（平成 30 年 3 月）

【問 150】

- 各学年の課程修了又は卒業を認める場合は、平素の成績を評価して定めることとなっている（学校教育法施行規則第 57 条）ため、学年の課程修了、卒業認定との関係から、「長欠のため評定せず」、「長欠のため記載せず」等と記載することは好ましいことではない。
- 不登校等の特別の事情により登校できない児童生徒については、その成長を温かく見守っていくという基本的な視点に立ち、学級担任の個人的判断ではなく、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評定等を記入する。
- 保護者に、評価の方法について事前に説明をすることも大切である。

評価欄	記載について
I 観点別学習状況	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等の個別指導を行ったり、適応指導教室等の関係諸機関と連携を図ったりして、当該児童生徒の学習状況、生活状況等の情報収集に努め、評価資料にする。 学校の努力にもかかわらず、家庭訪問等でも評価するための資料が収集できない場合 → 「各教科の学習の記録の観点別学習状況」の評価は、「努力を要すると判断されるもの」となる。
II 評定	<ul style="list-style-type: none"> 観点別学習状況の評価を基本的な要素として、その実現状況を総合的に評価したものを記載する。具体的な総括の方法等は、各学校で定めたものとなる。
総合的な学習の時間の記録	<ul style="list-style-type: none"> 「総合的な学習の時間の記録」について → 学習活動及び目標や内容に基づいて定めた評価の観点については記載しておく。
外国語活動の記録 (小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 時間に参加せず、どのような力が身に付いたかを見極められない場合 → 空欄とする。斜線を引いたり、「長欠のため評定せず」、「長欠のため記載せず」と、記入したりしない。
特別の教科 道徳	
総合所見及び指導上参考となる諸事項	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合 → その特徴やどのような力が身に付いたかを文章で記入する。 → 家庭訪問の回数や指導の状況等を記入する。児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況なども可能な限り記載するよう心掛ける。

【参考資料】

- 「不登校児童生徒への対応の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日）
- 「学校管理運営問答集第 18 集」（平成 30 年 3 月）
- 「小学校児童指導要録・中学校生徒指導要録の手引」（令和 2 (2020) 年 1 月）
- 「令和元(2019)年度 いじめ対策・不登校支援等推進事業『学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究』」（令和 2 (2020) 年 3 月）

別紙3

フリースクール等の民間施設に通う不登校児童生徒の「指導要録上の出欠の扱い」に係る目安（参考資料）

栃木県教育委員会

不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設（以下、フリースクール等）において相談・指導を受けるとき、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が当該児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると判断できる場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。

1 家庭と学校との関係について	
(1)	保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
2 学校とフリースクール等との関係について	
(1)	当該児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に当該児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を共有するなど、学校とフリースクール等との間に連携・協力関係が保たれていること。
3 家庭とフリースクール等との関係について	
(1)	フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
4 運営主体について	
(1)	法人・個人は問わないが、フリースクール等を運営する者は、当該児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
5 事業運営の在り方と透明性の確保について	
(1)	フリースクール等を運営するに当たって、当該児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
(2)	著しく営利本位でなく、入会金、授業料等の諸経費が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
6 相談・指導の在り方について	
(1)	児童生徒の人名や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われており、体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
(2)	受け入れに当たっては面談等を行い、当該児童生徒の特性や状況の把握が適切に行われていること。
(3)	指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制が予め明示されており、当該児童生徒の特性や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。
(4)	当該児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
7 相談・指導に関わるスタッフについて	
(1)	相談・指導に関わるスタッフは、当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
(2)	専門的なカウンセリングを行う場合には、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあっていること。
(3)	宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導に関わる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。
8 施設・設備について	
(1)	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
(2)	宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

別紙 4

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の

「指導要録上の出欠の扱い」に係る目安（参考資料）

栃木県教育委員会

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断できる場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。

1 家庭と学校等との関係について	
(1)	保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
(2)	訪問等による対面指導が、定期的かつ継続的に行われるものであること。
2 学習活動について	
(1)	ICT等を活用した学習活動が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断される内容であること。
(2)	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
(3)	在籍校の年間指導計画に準拠した形で、月ごとや学期ごとなど長期的な学習プログラムになっていること。
(4)	ICT等を活用した学習活動が、学校や公的機関、民間施設等により、コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなどのICTや、郵送、FAXなどを利用して提供される内容であること。
(5)	ICT等を活用した学習として以下のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信） ・ 学校で使用している教材や通信教育を活用した学習 ・ 民間業者が提供するICT教材を活用した学習 ・ パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 ・ 教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
(6)	児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けられないような場合の学習活動であること。
3 学習活動の把握について	
(1)	学校長が、対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること。
(2)	学校と保護者、当該児童生徒とで共通理解が図れるよう、対面指導において学習の進捗状況を確認するなど、連携を図りながら実施すること。

【参考資料】

- 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
(令和2年11月 文部科学省)
- 令和元(2019)年度栃木県問題行動等調査結果
(令和2年10月 栃木県教育委員会事務局学校安全課)
- 不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～
(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月)
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令
(平成29年2月)
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月 文部科学省)
- 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)
(令和元年10月 文部科学省)
- 教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査結果
(令和元年5月 文部科学省)
- 小学校児童生徒指導要録・中学校生徒指導要録の手引
(令和2(2020)年1月 栃木県教育委員会事務局義務教育課)
- 不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～ 報告
(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)
- 小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査
(平成27年8月 文部科学省)
- 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について (令和2年9月 文部科学省)
- 生徒指導リーフ「不登校の予防」～発達障害の特性と不登校リスク～ Leaf.14S
(文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)
- 生徒指導リーフ「中1ギャップ」の真実～発達障害の特性に応じた小中のつながり～ Leaf.15S (文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)

作成委員

(敬称略)

河内教育事務所学校支援課	指導主事	野口	幹
上都賀教育事務所学校支援課	指導主事	大森	一久
芳賀教育事務所学校支援課	副主幹	豊田	正人
下都賀教育事務所学校支援課	指導主事	青木	圭
塩谷南那須教育事務所学校支援課	指導主事	柴田	哲朗
那須教育事務所学校支援課	指導主事	屋代	聖之
安足教育事務所学校支援課	指導主事	藤本	裕也

事務局員

義務教育課においては次の者が事務局員として本書の編集に当たった。

課長	柳田	伸二
主幹 (GL)	大高	栄男
課長補佐 (GL)	安藤	育夫
副主幹	吉川	真弓
副主幹	石川	佳広
指導主事	栗坪	辰徳

【ホームページ】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/1188968972700.html>

【栃木県ホーム > 教育・文化 > 学校教育 >

児童・生徒指導 > 不登校児童生徒への支援（適応指導教室）について】

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料

令和3（2021）年3月発行

編集発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局義務教育課

TEL 028-623-3392 FAX 028-623-3399